

## 会議の内容

1	会 議 名	平成30年度第1回習志野市福祉有償運送運営協議会
2	開 催 日 時	平成31年3月28日(木) 午後2時00分～2時45分
3	開 催 場 所	習志野市役所1階会議室
4	出 席 者	<p>協議会委員：藤井 敬宏 委員(会長)、鈴木 美代子 委員(副会長)、          毎熊 紘行 委員、浅野 俊幸 委員、小野寺 明美 委員、          岩根 信也 委員、海老原 金雄 委員、松井 秀明 委員、          廣瀬 淳一 委員、菅原 優 委員</p> <p>オブザーバー：関東運輸局千葉運輸支局 八木橋 氏</p> <p>事務局：健康福祉政策課長 村山 典久          高齢者支援課長 海老原 智実          障がい福祉課長 矢島 明彦          健康福祉政策課 中野 充、鎌田 直隆</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p><b>【議題】</b></p> <p>(1) 更新登録申請について          ・特定非営利活動法人 キューピット24の会</p> <p>開会</p> <p>1. 委員自己紹介</p> <p>2. 議事(進行：藤井敬宏会長)</p> <p>(1) 更新登録申請について</p> <p>①福祉有償運送の必要性について</p> <p>事務局「福祉有償運送の必要性について」資料に沿って説明</p> <p>②特定非営利活動法人キューピット24の会の更新登録申請          について</p> <p>事前の質問事項及び質問に対する回答についての確認</p> <p><b>事務局</b></p> <p>ドライバーが運転者講習を受けているかという質問については、運転者の方の「福祉有償運送運転者講習修了書」を配付している。</p> <p>旅客の名簿に記載されている利用者は習志野市内に住んでいる方かという質問については、申請団体から市内在住の方であることを確認している。</p> <p>運賃及び料金に変更があるのかという質問については、申請団体から平成26年4月1日以降変更はないことを確認している。</p>

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>本日、平成31年2月18日に自動車検査証の有効期間の満了日を迎える車両の更新についての質問については、車検の更新が済んでいることを確認し、新しい自動車検査証を配付している。 以上、事前にいただいた質問に対する回答である。</p> <p>事務局が、特定非営利活動法人キュービット24の会の概要について「福祉有償運送要件確認票」に沿って説明後、事業者より、運送の対象者の状況について説明。</p> <p><b><u>事業者（キュービット24の会）</u></b> 運送の対象である1名の方については、車椅子での移動しかできない方で、買い物に行くときなどに利用されている。</p> <p><b><u>会長</u></b> 移動が困難な方に対し、日頃から細かい対応をしていただいていることに対して敬意を表す。提出いただいている運転者名簿を拝見させていただくと、満年齢75歳を超えた方がいらっしゃる。習志野市他事業者の場合、75歳を目安に運転者を退任されている状況がある。また、警察は高齢者の事故防止という点に関して、安全運転の一つの目安を75歳としている。 免許証をもらっている、あるいは安全講習会を受けているから安全が担保されているという考え方もあるが、実質的に高齢者の事故が増えてきているということも事実であり、こう言った状況に対し、高齢ドライバーの方々の安全運転の担保について、どのように検討されているか伺う。</p> <p><b><u>事業者（キュービット24の会）</u></b> 高齢のドライバーについては、安全運転について特に注意をする指示すると共に、運転の回数を週に1回程度に減らしている。また夕方以降の場合や荒天の場合は、高齢ドライバーには運転させず、他のドライバーが運転するようにしている。</p> <p><b><u>会長</u></b> キュービット24の会としては、高齢ドライバーについても、本人から運転者の辞退の申し出を受けない限りは認めていくという方針であるか。</p> <p><b><u>事業者（キュービット24の会）</u></b> ある程度は認めていく方針である。</p> <p>【採決の協議に移るため、事業者は退出】</p> <p><b><u>岩根委員</u></b> 高齢ドライバーについて、他の自治体の対応はどのようになっているのか。</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p><b>会長</b>      難しいところで、各自治体によって考え方が異なる。安全運転の担保のために75歳以上の運転を禁止している事業者もあるが、実際のところは統一されていない。</p> <p>人生100年時代という中で、70歳であっても働かなくてはならない文化になってきており、こういった状況の中で福祉有償運送のドライバーは、なり手となる人材の年齢が総じて上がっている現状があるため一概にだめだと言いきにくい状況である。</p> <p>一方で、特に80歳を超えると一気に運転に対する安全性が落ちてくるといわれている。習志野市の考え方としては、この運営協議会が発足した当初から運転者の年齢について、75歳を一つの基準にする考え方はあるが、最終的には各事業者の判断ということになる。</p> <p>関東運輸局の考え方は何かあるか。</p> <p><b>オブザーバー八木橋氏</b>      制度的に決まっていないため、高齢の方の運転はだめであるとは言いきれない。各運営協議会の中でローカルルールを定めていくという方法はあるかと思う。実際に65歳以上の運転を制限しているところもある。ただ、こういった事業のドライバーは高齢者が多いという現実もあり、年齢制限をしてしまうと運転者を確保できない状況が発生するため、難しいところである。</p> <p><b>会長</b>      高齢の場合であると、特に暗くなった時などに視認性が落ちてしまう。このため、最低でも比較的安全を担保しやすい時間帯のみに運転時間を絞るなど対応が必要であると感じる。先ほどは申請団体から、この点については既に配慮しているとの説明は受けているが、やはり高齢の方の運転については、難しい部分があると感じる。事務局としていかがか。</p> <p><b>村山健康福祉政策課長</b>      この事業を所管する運輸局として制度化できないという話があった。こうなると、運営協議会での合意ができるか否かになり、ここでの決定を事務局としても尊重するという立場である。しかし、運転者の確保と利用者の安全面を天秤にかけた中で、ある程度の年齢による線引きが必要であると考えます。</p> <p><b>会長</b>      今、警察等が進めている免許の自主返納や、それに伴う各自治体の公共交通のサポートなど、様々な仕組みとも連動できると考える。一方で、運転手の元となる免許の更新に関しては、年齢に関係なくできてしまうため、やはり線引きは難しい。</p> <p>また、移動ができない方を支えるための事業者や団体がいないと、現実的に移動を行えない人が出てくる。結局は、この部分の塩梅をどう考えるかという話に行きついてしまう。</p>
---	-------------------------	---

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>警察等の見解では、一般的に75歳が安全に運転できる目安とされており、免許の自主返納を求める年齢であるということも踏まえ、福祉有償運送のような事業を行う団体には、一つの方針として、75歳を超えるドライバーの運行を考えていただきたい。しかし、更新の当たっては、75歳以上の運転者については運転をしない、あるいは時間等の制限を加えてもらうといった要望を添えることしかできないという気がする。</p> <p>参考として他の自治体で行ったアンケートについて紹介する。車がないと生活が困難な中山間地域の自治体で行われたアンケートである。自分が何歳まで運転するかという問いに対して、80歳までは運転するという人が8割近くおり、85歳まで運転するという人は約6割であった。これに対し、他のドライバーに運転をゆだねられるのは何歳までかという問いに対しては、75歳以下という回答が7割以上であった。</p> <p>また、高齢者の運転を研究している人によると、高齢になるにつれて運転免許の更新を受けた際に、自身の運転に対して自信がつくという傾向が明らかにされている。</p> <p>こういったことも加味し、事務局からは、高齢ドライバーの運転に対し懸念する意見が運営協議会の中でいたので、安全運行に係る取り組みをこれからも継続してほしいということと、できれば、80歳を超える段階では福祉有償運送のドライバーから外してもらうような措置をとっていただくことの提言・指導をお願いしたい。まだ協議が調っていないので、現時点では要望に留める。</p> <p><b>海老原委員</b> 料金について確認したいが、示されているキューピット24の会の料金が他の事業者に比べて極端に高かったり低かったりすることはないか。</p> <p><b>健康福祉政策課 鎌田</b> そのようなことはない。</p> <p>採決の結果、挙手多数により特定非営利の更新登録の申請を承認。</p> <p><b>会長</b> 申請団体に協議結果を報告する際には、先ほど申し上げたことを伝えていただくようお願いする。</p> <p>3. 閉会</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所管課名：健康福祉政策課 電話番号：047（453）9243 FAX番号：047FF08453）9309</p>